

# 児童養育加算・母子加算・冬季加算・期末一時扶助の検証方法 について

# 児童養育加算・母子加算・冬季加算・期末一時扶助の検証方法について

- 第61回生活保護基準部会における主な意見 ..... P 2～4
- 児童養育加算の検証方法について..... P 5
- 母子加算の検証方法について..... P 6～14
- 冬季加算・期末一時扶助の検証の考え方について..... P 15～16
- 冬季加算の検証方法について..... P 17
- 期末一時扶助の検証方法について..... P 18

ひと、くらし、みらいのために



## 第61回生活保護基準部会における主な意見①

### 【「児童養育加算」について】

- 児童養育加算を実費支給にすると申請手続や自治体の事務の負担が大きくなり、本当に必要な子どもに届かなくなる懸念があるため、定額支給でよい。
- 児童養育加算がこどもの健全育成のために使われるよう、例えば、その他の保護費とは別振り込みにするというような形で、行動経済学的なアプローチで誘導するということはあるのではないかと。
- 児童養育加算がこどものために使われるようにするためには、ケースワークなどで加算の趣旨を説明することや、使い途を確認するといったことが必要ではないかと。
- 児童養育加算について、こどもたちに対して学習の場を提供する取組や、バウチャーなどで学校外活動を支援する取組など自治体で行われている支援との関係を考えてみてはどうか。
- 児童養育加算の名称について、例えば学校外活動費加算とするなど、直接的に中身を反映するような名称にするというのも一つの考え方としてあるのではないかと。
- 児童養育加算が対応する学校外活動費について、中位所得層との比較で検証する場合、低所得世帯との公平性の観点からどのように説明するかは課題があるが、現状においてこどもの貧困対策の観点を優先することはやむを得ず、児童手当が収入認定されることを説明するなどにより理解を得ることが考えられる。
- 生活保護を受給する世帯は、ストックがないなどにより、こどものためにお金を使うことが難しい面があり、児童養育加算や母子加算を検討する際には、社会的包摂の観点から検討することが非常に重要である。
- 学校外活動費について、低所得世帯では所得制約によって必要な学校外活動が十分に行えていない可能性がある。中位所得の平均との比較だけではなく、支出の分布を見ることによって考えてみることも考えられる。
- 児童手当の拡充（多子加算）や妊産婦の支援給付については、こども未来戦略や少子化対策の枠組みの中で推進され、一定の政策判断があって収入認定しない扱いとなっていると理解。こどもの支援施策が拡充された趣旨を改めて確認して、児童養育加算や妊産婦加算と重複する部分があるか確認する必要がある。

## 第61回生活保護基準部会における主な意見②

### 【「母子加算」について】

- 母子加算の検証については、生活扶助基準本体の検証と一体的に行うのがよいのではないかと。
- ひとり親世帯に給付される児童扶養手当が収入認定されるのであれば、ひとり親世帯に給付される母子加算について、ある程度金額のバランスを取りつつ検討するのがよいのではないかと。
- 母子加算について、ひとり親世帯をふたり親世帯から単純に人数が1人減ったと考えるのではなく、ひとり親であるからこそかかる費用を適切に把握することが重要。特に母子世帯に関しては負担がふたり親世帯よりも大きくなっているということ十分留意する必要がある。
- 生活保護を受給するひとり親世帯と生活保護を受給していない低所得のひとり親世帯との公平性については、理論的には生活保護を受けていないひとり親世帯は、母子加算も含めた最低生活費を超える収入があるということも言えるのではないかと。一方で、生活保護をあえて受けていないひとり親世帯も多く、こどもの貧困対策を重視し、母子加算の仕組みは維持しつつ、生活保護を受けない低所得のひとり親世帯については、こどもの貧困対策の一般施策の方で対応していくという形がよいのではないかと。
- 母子加算は、父子世帯も支給されているので、中立的な名称でひとり親加算とするなど、名称変更をしてはどうか。

## 第61回生活保護基準部会における主な意見③

### 【「冬季加算」について】

- 冬季加算について、10月・11月のデータにより、年平均の光熱費を生活扶助基準本体で見ているという理解に立つと、10月・11月の光熱費に比べて、年平均の光熱費が大きくずれている地域については問題があり、そのような地域に対する加算という位置付けになるのではないか。年平均ベースの光熱費を地域別に比較するのが、検証の基本となるのではないか。
- 低所得世帯や生活保護受給世帯では、住宅の耐熱性能や築年数などの住宅特性が一般世帯と大きく異なっている可能性があり、同じ気候の地域でも住宅特性によって必要な暖房費用が異なる可能性がある。そのため、低所得世帯の住宅特性については把握しておくといよい。
- 寒冷地における暖房費は健康に関わる問題であり、冬季に加算することは一定の合理性がある。全国家計構造調査の結果で把握される生活扶助基準本体に含まれる光熱費支出と比べて、地域によって冬季や夏季に増加する光熱費支出はどの程度かを確認した上で、統計的な限界も踏まえて、政策的に見直しを検討するというステップを踏むといよいのではないか。

### 【「期末一時扶助」について】

- 期末一時扶助は、生活保護受給世帯が年末年始の行事に参加できるなど、社会的な活動に参加できるようにするための費用を、通常的生活扶助費とは、別途渡すという位置付けを明確にしてもよいのではないか。低所得世帯における生活扶助相当支出について、10～11月の平均と12月の差額がどうなっているかを検証するという方針だと、実際には本来出すべきインクルージョンに必要な費用がカバーできるのか心配。

# 児童養育加算の検証方法について

## 今回の作業内容の方針

- 児童養育加算については、こどもの貧困対策の観点から、こどもの健全育成に係る費用として学校外活動費（※）に着目し、夫婦子1人世帯における低所得世帯（第1・十分位）と中位所得層（第3・五分位）の差を検証する。併せて一般低所得世帯との均衡の観点から、低所得世帯（第1・十分位）とその近傍の所得層（第2・十分位）の差等も確認し、中位所得層における水準を参照することの妥当性を検証する。
- 文部科学省子供の学習費調査（隔年で実施）により、学校外活動費の1年間の支出額を学校段階別、世帯の年収階級別に把握することができることから、年収階級別の学校外活動費の支出の分布を含め、補足的に確認を行う。

### （※）学校外活動費の内訳

鉄道運賃、バス代、航空運賃、幼児・小学校補習教育、中学校補習教育、高校補習教育・予備校、書斎・学習用机・椅子、他の運動用具、スポーツウェア、書籍、宿泊料、語学月謝、他の教育的月謝、音楽月謝、他の教養的月謝、スポーツ月謝、家事月謝、他の月謝類、映画・演劇等入場料、スポーツ観覧料、文化施設入場料、遊園地入場・乗物代、他のこづかい

使用データ：令和6年全国家計構造調査特別集計

## 検討課題

- ・児童養育加算について、名称の変更も含め、こどもの健全育成のために使われるようにするための効果的な方策の検討。
- ・有子世帯の扶助・加算や、児童手当の多子加算や妊婦支援給付の収入認定除外の取扱いについて、他法他施策による子ども・子育て支援策の充実が図られている状況を踏まえるとともに、補足性の原理（他法他施策優先）との関係、他施策の拡充の趣旨にも留意しながら検討。

## 4 . その他の扶助・加算の検証（続き）

### 母子加算の検証イメージ

- 母子加算の検証については、平成29年検証の検証方法も踏まえ、令和6年全国家計構造調査のデータを用いた検証方法について検討する。

#### （参考）平成29年検証の内容

##### 《検証方針》

- ひとり親（母子世帯・父子世帯等）に対して支給される母子加算については、ひとり親世帯のかかり増し費用に着目して検証を行うことを基本として、ふたり親世帯とひとり親世帯の消費実態の差を検証した。

##### 《検証方法》

- ひとり親世帯において、ふたり親世帯と同程度の生活水準を送るために必要な消費支出を検証する。具体的には、子どもの費用に関する先行研究を参考に、ひとり親（子1人）世帯が夫婦子1人世帯の固定的経費の支出割合と同じ割合で生活する場合の消費支出額について回帰分析を用いて算出した上で、実際のひとり親（子1人）世帯の消費支出に相当する額との比較を行い、その差額をひとり親世帯のかかり増し費用と捉えることが適当であるとして検証した。

##### 《検証結果》

- 生活扶助基準の水準の検証に際して、夫婦子1人世帯の消費支出階級別における折れ線回帰分析により確認した消費構造が変化する分位は、消費支出階級第11・五十分値であり、回帰分析を用いて算出したその固定的経費の支出割合は、52.6%であった。
- そこで、ひとり親（子1人）世帯が、上記の固定的経費の割合52.6%の水準を満たすために必要な生活扶助相当支出額について回帰分析を用いて算出した結果、約13万円となった。
- ひとり親世帯のかかり増し費用を加算として評価することが適当と考えられる。上記の約13万円を、ひとり親（子1人）世帯が夫婦子1人世帯と同程度の生活水準の生活を送るために必要な費用と考える場合には、その約13万円とひとり親（子1人）世帯の生活扶助相当支出額（第1類費及び第2類費）11.3万円との差額がひとり親世帯のかかり増し費用になると考えられる。

# 母子加算の検証・見直し(平成29年検証)

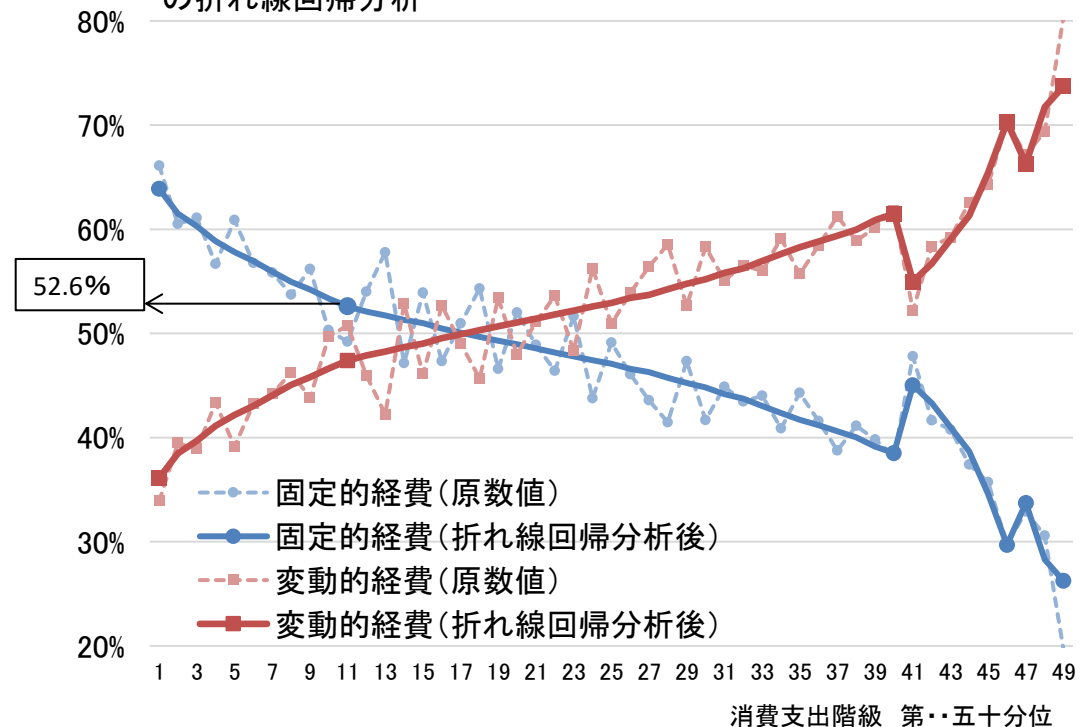
## 検証の考え方

- ひとり親世帯が、ふたり親世帯の生活水準と同程度の生活水準を送るために必要な費用を算出し、その費用に対し、ひとり親世帯の生活扶助本体では不足する部分をひとり親世帯のかかり増し経費として評価した。

## 検証方法

- ① 夫婦子1人世帯の消費構造が変化する点の固定的経費の割合(52.6%)を算出  
 ※ この点における消費支出額(19.8万円)と、年収階級第1・十分位の平均消費支出額(20.2万円)はほぼ同等
- ② ひとり親子1人世帯において、52.6%の水準を満たす消費支出額を回帰分析を用いて算出(17.8万円)した上で、消費支出に占める生活扶助相当支出の割合を乗じて、当該ひとり親世帯の生活扶助相当支出額を算定(13.0万円)
- ③ その13.0万円の支出がひとり親世帯において可能となるよう、そのかかり増し費用として、夫婦子1人世帯から算出したひとり親子1人世帯の生活扶助本体(11.3万円)との差額(1.7万円)を算出し、母子加算額の検証を実施。

夫婦子1人世帯(勤労者世帯)における固定的・変動的経費のシェアの折れ線回帰分析



## 検証結果を踏まえた見直し

- 検証において算出したひとり親世帯のかかり増し費用を母子加算額とした。

## 母子加算の検証に当たっての確認事項

- 平成29年検証においては、かかり増し費用の推定に当たって、ひとり親世帯の支出額を「ふたり親世帯の生活水準と同程度の生活水準を送るために必要な費用」として推定していた。  
また、比較対象となるふたり親世帯の支出額については、ひとり親世帯とふたり親世帯では世帯人員が異なることを踏まえて、ひとり親世帯相当の支出額に調整したものを用いていた。  
このように、ひとり親世帯のかかり増し費用をふたり親世帯との比較に基づいて推定するに当たって、ひとり親世帯とふたり親世帯の間に生じている生活水準や世帯人員の差異をコントロールすることは必要と考えられることから、今回の検証においても考慮することが適当ではないか。
- 一方で、前回の検証方法は、固定的経費割合に着目して生活水準をコントロールしており、生活扶助基準本体において年齢・世帯人員等の区分間の較差を推定する体系検証とは異なる手法となっている。今般、母子加算の検証を本体検証と一体的に行う上では、かかり増し費用の推定に当たって、可能な限り体系検証と同様の手法を採用することが適当ではないか。
- 上記のような分析を行うに当たっての留意点や具体的な方法について、ご意見はあるか。
- 母子加算の検討に当たって、生活保護を受給するひとり親世帯と生活保護を受給していない低所得のひとり親世帯との公平性の観点について、どのように考えるか。

# 母子加算の概要

母子加算は、ひとり親世帯（母子世帯・父子世帯等）の生活保護受給世帯に対し、児童 1 人の場合で月額 18,800円（在宅・1 級地）を支給する。

## ○ 加算額（月額・令和 8 年 4 月時点）

|                              |      | 児童 1 人  | 児童が 2 人の場合に加える額 | 児童が 3 人以上 1 人を増すごとに加える額 |
|------------------------------|------|---------|-----------------|-------------------------|
| 在宅者                          | 1 級地 | 18,800円 | 4,800円          | 2,900円                  |
|                              | 2 級地 | 17,400円 | 4,400円          | 2,700円                  |
|                              | 3 級地 | 16,100円 | 4,100円          | 2,500円                  |
| 入院患者又は社会福祉施設<br>もしくは介護施設の入所者 |      | 19,820円 | 1,600円          | 790円                    |

※ 一定の要件を満たす場合、別途経過的加算を計上する。

## ○ 対象要件

父母の一方若しくは両方が欠けているか又はこれに準ずる状態にあるため、父母の他方又は父母以外の者が児童を養育しなければならない場合

※ 「これに準ずる状態」とは、父母の一方又は両方が

- ① 常時介護又は監護を要する身体障害者又は精神障害者である場合
- ② 引き続き 1 年以上にわたって入院中又は法令により拘禁されている場合
- ③ おおむね 1 年以上にわたって行方不明の場合や、引き続き 1 年以上遺棄していると認められる場合

※ 「児童」とは、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者又は 20 歳未満で障害等級表 1 ～ 3 級若しくは国民年金法施行令別表に定める 1 ～ 2 級に該当する障害のある者をいう。

※ 当該養育に当たる者が父又は母である場合であって、その者が児童の養育に当たることができる者と婚姻関係（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様の事情になる場合を含む。）にあり、かつ、同一世帯に属するときは、該当しない。

＜児童扶養手当給付費負担金＞ 令和8年度予算 1,532億円（1,530億円）

## 事業の目的

- 父又は母と生計を同じくしていない児童が育成されるひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。

## 事業の概要

### ＜支給対象者＞

- 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）を監護する母等

### ＜支給要件＞

- 父母が婚姻を解消した児童、父又は母が死亡した児童、父又は母が一定程度の障害の状態にある児童、父又は母の生死が明らかでない児童等を監護していること等

### ＜手当額（令和8年4月～（見込額））＞

- 月額
 

|                                            |                                           |
|--------------------------------------------|-------------------------------------------|
| ・全部支給：48,050円                              | ・一部支給：48,040円～11,340円                     |
| ※令和7年度単価 全部支給：46,690円 一部支給：46,680円～11,010円 |                                           |
| 加算額（児童2人目以降1人につき）                          | ・全部支給：11,350円 一部支給：11,340円～5,680円         |
|                                            | ※令和7年度単価 全部支給：11,030円 一部支給：11,020円～5,520円 |

### ＜所得制限限度額（収入ベース 前年の所得に基づき算定）＞

- 全部支給（2人世帯）：190万円 一部支給（2人世帯）：385万円

### ＜支給期月＞

- 1月、3月、5月、7月、9月、11月

## 実施主体等

【実施主体】 都道府県、市、福祉事務所設置町村

【補助率】 国 1／3、都道府県・市・福祉事務所設置町村 2／3

【受給者数】 777,962人（母738,913人、父35,915人、養育者3,134人）※令和7年3月

【改正経緯】 ①多子加算額の倍増（平成28年8月分手当から実施）

②全部支給の所得制限限度額の引き上げ（平成30年8月分手当から実施）

③支払回数を年3回から年6回に見直し（令和元年11月分手当から実施）

④ひとり親の障害年金受給者についての併給調整の方法の見直し（令和3年3月分手当から実施）

⑤所得制限限度額の引き上げ（全部及び一部支給）、第3子以降の多子加算額の増額（令和6年11月分手当から実施） 10

# 生活扶助基準本体の体系検証に倣った回帰式の設定について

○ 体系検証の回帰式に単純に倣う場合、以下の設定が考えられる。

## 回帰式の設定における考え方

### 手法① 体系検証の手法を元に設定

#### ①回帰分析の変数について

体系検証における変数の設定を参考に、「ひとり親ダミー」を追加する事が考えられる。また、母子加算では年齢による較差指数を算出する必要がないため、年齢別構成割合の変数は除く。  
(右図を参照)  
※母子加算の基準額設定に合わせて、級地の変数は3区分とする。

#### ②回帰分析の対象とする世帯について

体系検証と同様に、年収階級第1・十分位を対象とする(単身世帯、2人世帯、3人世帯、4人世帯、5人世帯(生活保護を受給していると推察される世帯を除く)のそれぞれにおいて年収階級第1・十分位に属する世帯を対象)。

#### ③かかりまし経費の算出方法について

ひとり親・子1人世帯の生活保護基準額(1級地)の平均値に、回帰分析により算出した、Exp(「ひとり親ダミー」の係数)を乗じることにより算出。

回帰分析の設定

|       | 第1類                                                                                                                                                                                                | 第2類                                                                                                                               |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 被説明変数 | ln(第1類相当支出)                                                                                                                                                                                        | ln(第2類相当支出)                                                                                                                       |
| 説明変数  | ひとり親ダミー<br>2人世帯ダミー<br>3人世帯ダミー<br>4人世帯ダミー<br>5人世帯ダミー<br><br>-0～5歳の構成割合<br>-6～11歳の構成割合<br>12～17歳の構成割合<br>65～74歳の構成割合<br>75歳以上の構成割合<br><br>2級地ダミー<br>3級地ダミー<br><br>ln(貯蓄現在高)<br>持ち家ダミー<br>住宅ローン支払いダミー | ひとり親ダミー<br>2人世帯ダミー<br>3人世帯ダミー<br>4人世帯ダミー<br>5人世帯ダミー<br><br><br><br><br>2級地ダミー<br>3級地ダミー<br><br>ln(貯蓄現在高)<br>持ち家ダミー<br>住宅ローン支払いダミー |
| 対象範囲  | 生活保護を受給していると推察される世帯を除く世帯のうち、単身世帯、2人世帯、3人世帯、4人世帯、5人世帯のそれぞれにおいて年収階級第1・十分位に属する世帯。                                                                                                                     |                                                                                                                                   |

※ 自然対数ln(\*)を用いる指標については、もとの値が1未満の場合はln(\*)=0とする。  
※ 回帰分析にあたっては重み付けを行う(集計用乗率を加味する)。  
※ 第1類相当支出、第2類相当支出のいずれかが0円の世帯は分析の対象としない。

# 生活扶助基準本体の体系検証に倣った回帰式の懸念点と対応案について

## 手法①の懸念点と対応案

- 分析対象の範囲を体系検証と同じサンプル世帯とすると、「ひとり親ダミー」の係数は子なし世帯との較差も勘案して推定される可能性があり、解釈が難しくなる恐れがある。
  - ⇒ ひとり親世帯のかかり増し費用をふたり親世帯との比較に基づいて検証した平成29年検証の考え方も踏まえ、分析対象の範囲は、体系検証で用いたサンプル世帯のうち「子を1人～3人持つ勤労者世帯」に限定することとしてはどうか。
- 例えば同じ3人世帯であっても、夫婦子1人世帯とひとり親・子2人世帯などが混在するところ、「ひとり親ダミー」の係数の推定に当たって、世帯人員のみのコントロールでは、必ずしも親の人数とこどもの人数の双方をコントロールしているとは言えない可能性がある。
  - ⇒ 被説明変数を「ひとり親相当に換算した生活扶助相当支出」とした上で、「世帯人員ダミー」を「こどもの人数ダミー」に置き換えることとしてはどうか。
- ひとり親世帯はふたり親世帯に比べて所得が低い傾向がみられることから、回帰分析に当たって貯蓄などをコントロールしているとしても、ひとり親ダミーの係数には「ひとり親であることによる影響」に加え「生活水準の違いによる影響」も含まれると考えられ、ひとり親世帯に係るかかり増し費用を適切に把握できない可能性がある。
  - ⇒ 体系検証では多重共線性の問題等を考慮して年収に関する説明変数（等価尺度で調整したもの）を除外していることや、こどもの人数と世帯年収には必ずしも強い相関があるとは言えないことを踏まえ、「世帯年収の対数」を説明変数に追加することとしてはどうか。

# 母子加算の検証方法について

今回の作業内容の方針（回帰式の設定における考え方）

○ 母子加算の検証は、手法①の懸念点を踏まえて、以下の回帰式を用いて検証してはどうか。

## 手法② ひとり親相当支出を用いた設定

### ①回帰分析の変数について

- 被説明変数を、ひとり親相当の生活扶助相当支出とする。  
（ひとり親相当への換算方法は次頁を参照。）
  - 世帯人員による調整は、子の人数を用いて行い、年齢による調整は行わないこととする。また、所得水準の調整のため、世帯年収の対数を設定する。
- ※ 年齢構成割合の変数を除いたことにより、1類費、2類費ともに同一設定となるため、1類費と2類費を統一して回帰を行う。

### ②回帰分析の対象とする世帯について

年収階級第1・十分位（単身世帯、2人世帯、3人世帯、4人世帯、5人世帯（生活保護を受給していると推察される世帯を除く）のそれぞれにおいて年収階級第1・十分位に属する世帯を対象）のうち、子を1人～3人持つ勤労者世帯。

### ③かかりまし経費の算出方法について

ひとり親・子1人世帯の生活保護基準額（1級地）の平均値に、回帰分析により算出した、 $\text{Exp}(\text{「ひとり親ダミー」の係数})$ を乗じることにより算出。

## 回帰分析の設定

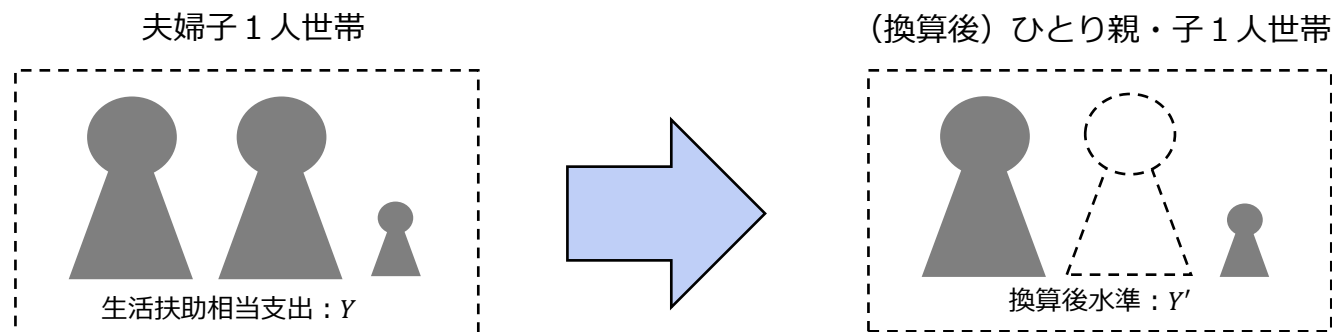
|       | 第1類・第2類                                                                                                                           |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 被説明変数 | $\ln(\text{ひとり親相当の生活扶助相当支出})$                                                                                                     |
| 説明変数  | ひとり親ダミー<br>子2人世帯ダミー<br>子3人世帯ダミー<br><br>2級地ダミー<br>3級地ダミー<br><br>$\ln(\text{貯蓄現在高})$<br>持ち家ダミー<br>住宅ローン支払いダミー<br>$\ln(\text{世帯年収})$ |
| 対象範囲  | 生活保護を受給していると推察される世帯を除く年収階級第1・十分位（世帯人員別に抽出）に属する世帯のうち、子を1人～3人持つ勤労者世帯。                                                               |

- ※ 自然対数 $\ln(*)$ を用いる指標については、もとの値が1未満の場合は $\ln(*)=0$ とする。
- ※ 回帰分析にあたっては重み付けを行う（集計用乗率を加味する）。
- ※ 第1類相当支出、第2類相当支出のいずれかが0円の世帯は分析の対象としない。

○ 「母子加算」の名称について、今回の検証の機会を捉えて、制度趣旨や給付対象の実態に即した名称への見直しを検討することとしてはどうか。

# ふたり親世帯の生活扶助相当支出をひとり親相当に換算する方法について

## ○換算のイメージ（例：夫婦子1人世帯）



- ・夫婦2人分の支出を、夫婦の平均年齢に相当する1人分の支出に換算
- ・スケールメリットを2人世帯に調整

実際には、体系検証において算出した較差指数を用いて、以下の式により換算する。4人以上のふたり親世帯も同様に行う。  
 $x_i$ は年齢別較差指数、 $A_n$ は $n$ 人世帯の第1類費に係る逓減率、 $B_n$ は $n$ 人世帯の第2類費に係る世帯人員別較差指数である。

| 夫     | 妻     | 子     | 生活扶助相当支出<br>(第1類) | 生活扶助相当支出<br>(第2類) | ひとり親・子1人世帯相当に換算した<br>生活扶助相当支出                                                                          |
|-------|-------|-------|-------------------|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| $x_1$ | $x_2$ | $x_3$ | $C_1$             | $C_2$             | $\frac{\frac{1}{2}(x_1 + x_2) + x_3}{x_1 + x_2 + x_3} \cdot \frac{A_2}{A_3} C_1 + \frac{B_2}{B_3} C_2$ |

(例) 夫婦子一人世帯（夫40歳、妻35歳、子8歳）、1類費 100,000円、2類費 50,000円の場合。

$$\text{ひとり親相当支出} = \frac{\frac{1}{2}(1.0 + 1.0) + 0.98}{1.0 + 1.0 + 0.98} \cdot \frac{0.86}{0.74} \cdot 100,000 + \frac{1.53}{1.91} \cdot 50,000 \approx 117,000$$

※ 前回の平成29年検証においても、夫婦子1人世帯の生活扶助相当支出額は、較差指数を用いてひとり親相当に換算した上で検証を実施している。

- 全国家計構造調査の対象期間である2024年10・11月の生活扶助相当支出を見ると、夫婦子 1 人勤労者世帯の年収階級第 1・十分位では10月の水準がやや低めに出ていることで同年 5～9 月平均（※）を下回っているが、第 1・五分位では同年 5～9 月平均を上回っている。二人以上勤労者世帯では、第 1・十分位、第 1・五分位ともに、同年 5～9 月平均を上回っている。
- なお、集計結果については誤差の程度を考慮して幅をもってみる必要があるほか、世帯類型によってその傾向が同様ではないことには留意が必要である。

※10月～4月については、制度上、検証の対象とする生活扶助基準本体に加えて冬季加算や期末一時扶助といった季節的な需要増加に対応する支給があることから、生活扶助基準本体と比較され得る消費水準を捉える観点から、当該加算等の対象期間とならない5～9月平均を表示している。

2024年の生活扶助相当支出額の推移

【夫婦子 1 人 勤労者世帯】

|                 |           | 1 月   | 2 月   | 3 月   | 4 月   | 5 月   | 6 月    | 7 月   | 8 月   | 9 月   | 10 月  | 11 月  | 12 月  | 10-11月 | 5-9月  | 年平均   |
|-----------------|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|
| 年収階級<br>第 1・十分位 | 年平均 = 100 | 104.3 | 94.8  | 105.6 | 96.0  | 96.6  | 93.4   | 98.6  | 99.1  | 104.0 | 90.2  | 100.1 | 117.5 | 95.1   | 98.3  | 100.0 |
|                 | 標準誤差      | (9.6) | (7.5) | (8.5) | (9.1) | (6.2) | (11.3) | (8.6) | (7.5) | (9.1) | (7.1) | (8.2) | (9.6) | (5.4)  | (3.9) | (2.5) |
| 年収階級<br>第 1・五分位 | 年平均 = 100 | 100.8 | 92.3  | 103.1 | 91.6  | 101.7 | 98.5   | 95.5  | 99.1  | 100.7 | 100.3 | 100.5 | 115.8 | 100.4  | 99.1  | 100.0 |
|                 | 標準誤差      | (6.3) | (5.2) | (5.9) | (5.9) | (6.8) | (8.3)  | (6.1) | (5.5) | (6.7) | (8.6) | (5.5) | (6.1) | (5.1)  | (3.0) | (1.9) |

(参考) 【2 人以上 勤労者世帯】

|                 |           | 1 月   | 2 月   | 3 月   | 4 月   | 5 月   | 6 月   | 7 月   | 8 月   | 9 月   | 10 月  | 11 月  | 12 月  | 10-11月 | 5-9月  | 年平均   |
|-----------------|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|
| 年収階級<br>第 1・十分位 | 年平均 = 100 | 96.8  | 91.1  | 103.4 | 94.8  | 92.1  | 90.7  | 94.2  | 110.1 | 95.5  | 103.3 | 103.8 | 124.1 | 103.5  | 96.5  | 100.0 |
|                 | 標準誤差      | (3.0) | (3.0) | (4.3) | (3.4) | (3.0) | (3.9) | (3.6) | (3.6) | (3.2) | (4.0) | (4.4) | (5.6) | (3.0)  | (1.6) | (1.1) |
| 年収階級<br>第 1・五分位 | 年平均 = 100 | 99.8  | 95.1  | 105.3 | 98.5  | 96.4  | 94.1  | 94.7  | 104.5 | 94.5  | 99.7  | 99.1  | 118.3 | 99.4   | 96.8  | 100.0 |
|                 | 標準誤差      | (2.3) | (2.5) | (3.0) | (2.8) | (2.4) | (2.7) | (2.4) | (2.5) | (2.2) | (3.1) | (2.7) | (3.5) | (2.1)  | (1.1) | (0.8) |

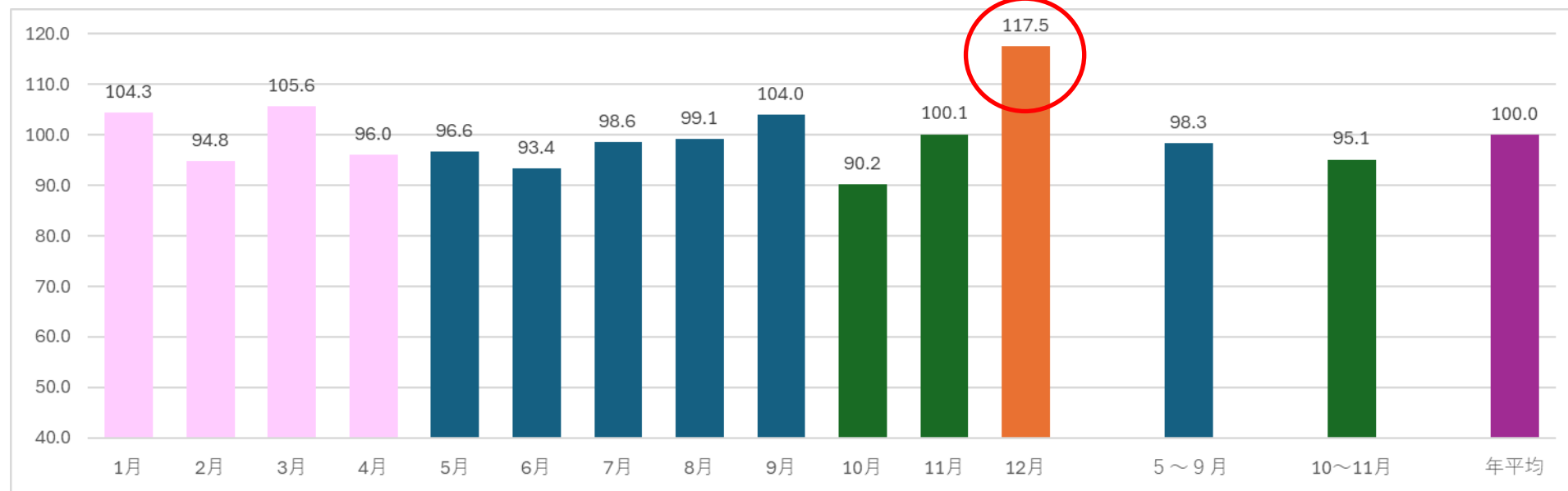
※ 「家計調査」による特別集計値。  
※ 「夫婦子 1 人 勤労者世帯」は、「世帯主」「世帯主の配偶者」「世帯主の子」で構成される 3 人世帯であって、夫婦はともに65歳未満で、子は18歳未満、または、18歳であって学校種別が「高校」である勤労者世帯。  
※ 「2 人以上 勤労者世帯」の生活扶助相当支出額及び年収階級の区分に用いる年収額は、世帯員 1 人あたりの額による。

# 生活扶助基準における季節需要に対応する冬季加算・期末一時扶助の検証の考え方

- 生活扶助基準本体の検証に当たって令和6年全国家計構造調査の季節性を確認しているが、その際は、令和4年検証と同様に、生活扶助基準本体と比較され得る消費水準を捉える観点から、冬季加算や期末一時扶助の対象期間とならない5～9月平均の消費水準を参照することとし、5～9月平均の消費水準と全国家計構造調査の調査月である10月～11月平均の消費水準を比較した結果等に基づき、特段の調整を行う必要がないことを確認している。
- すなわち、生活扶助基準本体は、冬季加算や期末一時扶助の対象となる季節需要を除いた平均的な消費を賄う水準として設定されるものとして位置付けており、生活扶助基準本体では賄えない季節需要については、冬季加算や期末一時扶助により別途手当てしてきた。
- 冬季加算については、地域によって光熱費の季節変化の幅が大きくなることを踏まえ、生活扶助基準本体では賄えない季節需要に対応するものとして設定してきた。今回の検証では、冬季加算の基本的な位置付けを維持した上で、冬季加算の地区別に生活扶助基準本体に含まれる光熱費等（全国の10月～11月平均の光熱費支出等）との比較に基づいて検証することとしてはどうか。
- また、期末一時扶助については、一般国民の慣習として年末年始において食費や交際費等が増大することを踏まえ、生活扶助基準本体では賄えない季節需要に対応するものとして設定してきた。実際に、生活扶助相当支出額（夫婦子1人・勤労者世帯、年収第1・十分位）の季節性を見ると、10月～11月平均に比べて12月の支出は2割増と突出して増加している。

今回の検証では、冬季加算との重複を排除した上で、生活扶助基準本体の設定のベースとなる10月～11月平均と比較して12月に増加する支出を確認し、期末一時扶助で対応すべき需要を評価することが適当ではないか。

2024年の生活扶助相当支出額の推移  
(夫婦子1人・勤労者世帯、年収第1・十分位)



※「家計調査」による特別集計値。

## 今回の作業内容の方針

- 以下の検証方法に基づき、冬季加算額の検証及び、夏季における季節需要の確認を行うこととしてはどうか。
- その際、生活扶助基準本体の検証方法との整合を考慮し、冬季及び夏季における季節需要の測定に当たっては、家計調査に基づき、一般低所得世帯における10～11月平均の支出額を基準として各月の支出額を比較することにより検証することとしてはどうか。

|     | 検証内容                           | 検証手法                                                                                                                                           |
|-----|--------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 検証① | ○ 冬季及び夏季に増加する支出費目はどのようなものがあるか。 | ○ 全国ベースのデータに基づき、各月の支出額と10～11月平均の支出額の差を費目別に集計し、その差が夏季（7月～9月）または冬季（12月～3月）に統計的に有意となるかを確認する。                                                      |
| 検証② | ○ 各地区において、支出額が増加するのは何月から何月までか。 | ○ 冬季または夏季に支出が増加する費目の月別支出額を地区別に算出し、全国の年平均支出額（※）との差が統計的に有意となるかを確認する。<br>※ 支出額が大きく増加する期間の特定に資するよう、検証①の結果に応じて精査が必要。                                |
| 検証③ | ○ 現行の冬季加算の世帯人数別の較差が妥当か。        | ○ 10～11月平均との対比により冬季に増加する支出額を世帯人数別に算出し、3人世帯の冬季増加支出額を100とした場合の指数を算出する。                                                                           |
| 検証④ | ○ 地区別の冬季加算額の水準はどの程度が妥当か。       | ○ 10～11月平均との対比により冬季に増加する支出額を地区別に算出し、現行の加算額と比較する。<br>※ 第1・十分位の数値が特異なものとなっていないか確認するため、第1・五分位、第1～3・五分位についても同様に集計。<br>※ 低所得世帯における築年数などの住宅特性について確認。 |

## 【使用するデータ】

- ・ 家計調査（2021年～2025年）の特別集計により検証を行う。
- ・ 集計区分は、2人以上世帯の年収階級第1・十分位（世帯人員別の抽出）を基本とするが、サンプル数を十分に確保できない場合は、より広い集計区分の使用を検討する。
- ・ 検証②以降は 光熱費0円のデータは除外して集計する。

## 今回の作業内容の方針

- 以下の検証方法に基づき、期末一時扶助の検証を行うこととしてはどうか。
- その際、生活扶助基準本体の検証方法との整合を考慮し、12月における季節需要の測定に当たっては、家計調査に基づき、一般低所得世帯における10～11月平均の支出額を基準として各月の支出額を比較することにより検証することとしてはどうか。
- また、冬季加算との重複を回避するため、12月における需要測定に当たって、冬季加算の対象費目を除外することとしてはどうか。

|     | 検証内容                      | 検証手法                                                                                     |
|-----|---------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 検証① | ○ 現行の期末一時扶助の世帯人数別の較差が妥当か。 | ○ 生活扶助相当支出のうち、12月に増加する支出額（冬季加算の対象費目を除外したもの）を世帯人数別に算出し、単身世帯の増加支出額を100とした場合の指数を世帯人数別に算出する。 |
| 検証② | ○ 現行の期末一時扶助の級地別の較差が妥当か。   | ○ 12月に増加する支出額（冬季加算の対象費目を除外したもの）を級地別に算出し、1級地の1の増加支出額を100とした場合の指数を算出する。                    |
| 検証③ | ○ 期末一時扶助の水準はどの程度が妥当か。     | ○ 12月に増加する支出額と現行の期末一時扶助額を比較。<br>○ 12月に増加する支出額について、費目別に確認。                                |

## 【使用するデータ】

- ・家計調査（2021年～2025年）の特別集計により検証を行う。
- ・集計区分は、2人以上世帯の年収階級第1・十分位（世帯人員別の抽出）を基本とするが、サンプル数を十分に確保できない場合は、より広い集計区分の使用を検討する。